

宗教法人規則の変更の認証

根拠条文

宗教法人法第26条第1項

宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続きをし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）を廃止しようとする場合は、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する団体が一定の権限を有する旨の定めがある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

審査基準

県独自の基準

- ア 規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任された者であること。
- イ 新たに事業に関する規定を設けるための規則の変更については、規則の認証の県独自の基準（2）を準用する。
- ウ 目的の変更、主たる事務所の移転等、規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性が認められること。

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
90日	機関	行政監察・ 法人指導課	機関	行政監察・ 法人指導課	
	期間	日	期間	90日	